

県基幹統計調査の指定及び匿名データの作成について

平成24年8月末現在の県統計調査に係る標記のことについて、所管課の実施状況と意見聴取（個別の面談及び電話による）を踏まえ、以下のとおり報告します。（詳細は別紙1）

記

1 県基幹統計調査の指定（統計調査条例第3条）について

（指定の概要）

調査の結果数値が、行政の意思決定や県民の権利義務（例：給付額の決定等）に直接影響を及ぼすような重要な統計調査については、所要の結果精度確保のため、統計調査条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、県統計委員会の意見を聴いた上で、調査客体に報告義務（違反した場合の罰則規定もあり。）を課する「県基幹統計調査」に指定することができる。

- 5課所管の統計調査6件について、結果用途、調査票の回収率・記入内容、所管課の意見を踏まえて総合的に判断し、前回報告（平成24年3月8日の平成23年度第2回統計委員会）と同様に、所要の正確性は確保されており、県基幹統計調査の指定は、不要と考えられる。

2 調査票情報に係る「匿名データ」の作成と外部提供について（条例第12条、第13条）

（作成・提供の概要）

知事等は、その行った県統計調査の調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。このうち、県基幹統計調査に係る匿名データを作成するときは、あらかじめ、県統計委員会の意見を聴かなければならない。

また、知事等は、学術研究や高等教育の発展に資すると認められる場合には、外部からの求めに応じ、手数料を徴して匿名データを提供することができる。

- 今回報告の統計調査6件（平成24年度実施分及び今後実施予定の周期調査）について、調査票情報に係る県での匿名データ作成に対する需要及び外部からの提供依頼はない。

3 調査票情報（ミクロデータ）に係るその他の二次的利用の現状について

（その他の二次的利用）

- ・県内部での二次利用（条例第9条）
- ・外部への提供（第10条）
- ・オーダーメード集計（第11条）

- 上記2の統計調査6件のほか、平成23年度限りで終了の4件（別紙1のNo.5～8）について、これら二次的利用の実績はない。

なお、一部照会があった調査票情報についても、サンプル数の関係で利用は断念された経緯がある。

平成24年度における県統計調査の実施概要について

平成24年8月31日(金)現在

所管課室	調査No	統計調査の名称	実施時期・周期	平成24年度実施の有(○)無(×)	調査客体 個人、事業者、市町	調査の実施概要 (直近の実施実績を記載)		統計の利用需要等
						回数	回収率	
企画県民部統計課	1	市町別毎月人口推計調査	毎月1日現在	○	●	国勢調査の人口・世帯数に毎月の住民票・外国人登録の移動(平成24年7月から住民票に1本化)を加減して推計。(県内全市町からメールで報告)	・公表データ以外の二次的利用の要望はない。	
	2	兵庫県商品流通調査	平成24年6月～12月 (前回:平成20年9月) (概ね5年周期)	○	●	「平成23年兵庫県産業連関表」作成の基礎資料を得る。 (製造業の抽出率:2,200事業所を対象に郵送調査) ★17年度回収率:950/2,657事業所(35.8%)	・前回平成17年調査分について、二次的利用の実施なし。	
健康福祉部健康増進課	3	健康食生活実態調査	平成25年9月 (前回:平成20年9月) (5年周期)	●		世帯の栄養摂取量や食生活状況を把握(県健康福祉事務所や市町保健所を通じ、3,830世帯、11,268人を対象)。 ★20年度有効回答率:2,241/3,830世帯(58.5%)、6,155/11,268人(54.6%)	・調査票データは磁気媒体で保存(前2回分まで) ・調査票内容は、「ひょうご健康食生活実態調査検討委員会」で検討しており、調査結果は同委員会等への集計要望はない。 ・主な外部から提供依頼があつたが、要望項目のサンプル数の不足により断念された。	
	4	血液製剤使用量等調査	毎年5～6月	○	●	血液製剤の使用状況等を把握し、適正使用に資する。 (血液製剤使用の一 般病床を有する238病院を対象に、郵送調査) ★23年度回収率:2,119/238病院(92.0%)	・調査票データは紙保存(5年間) ・調査票内容は、「献血促進協議会、部会委員会」で検討しており、調査結果は同委員会等が実施する研修会等で配布。 ・他の集計方法等についての要望は委員会、一般ともない。	
健康福祉部業務課	5	医療施設実態調査 (兵庫県医療需給調査)	平成23年10月 (1回限り)			平成25年4月の兵庫県保健医療計画の改定に当たり、県内の病院の医療提供体制に関する基礎資料を得る。(県内全病院(349病院)に対し、県医師会を通じて調査票を配布し、郵送で回収) ★23年度回収率:339/348施設(97.4%)	・公表データ以外の二次的利用の要望はない。	
	6	入院患者調査 (兵庫県医療需給調査)	平成23年10月 (1回限り)			平成25年4月の兵庫県保健医療計画の改定に当たり、県内の病院の医療提供体制に関する基礎資料を得る。(県内全病院(349病院)及び有床診療所(324診療所)に対し、県医師会を通して調査票を配布し、郵送で回収) ★23年度回収率:647/672施設(96.3%)	・公表データ以外の二次的利用の要望はない。	
健康福祉部医務課	7	仕事と生活のバランス実態調査 (ワーケーション実態調査)	平成23年9月 (21～23年度実施)	●		調査票データは、磁気媒体で保存。 ・「仕事と生活のバランス実態調査」は興施設や「仕事と生活センター」の事業展開等に資する。 ・「労働条件・賞金実態調査」は前「労働条件・賞金実態調査」に於ける「緊急雇用実施研究」で実施していただいた内容を「緊急雇用実施事業」として単年で劳政厚生課で実施した。		
	8	労働条件・賃金等実態調査	平成23年9月 (21～23年度実施)	●		★23年度回収率 企業:2,221/6,000社(13.9%) 従業員:1,740/10,000人(17.4%)	・調査票データは、紙媒体で保存。 ・主に興施設の企画立案において活用。 ・公表された集計結果以外の要望、問い合わせせはない。	
産業労働部労政福祉課	9	住生活総合調査の拡大調査	平成20年12月 (5年周期)	●		県内約1万世帯を対象に、住生活総合調査の調査員が、併せて拡大調査の調査票を配布・回収。 ★20年度回収率:1,691/9,331事業所(18.1%)	・調査票データは、磁気媒体で保存。 ・主に興施設の企画立案において活用。 ・公表された集計結果以外の要望、問い合わせせはない。	
	10	兵庫県港湾調査	毎年12月 (22年度開始)	○	●	国土交通省所管の基幹統計調査「港湾調査」の対象外2港について関係事業者から、調査員調査で利用実態を把握する。 ★23年度回収率:2,2社(100%)	・公表データ以外の二次的利用の要望はない。	

所管課		統計課		健康増進課	薬務課	住宅政策課	港湾課
統計調査の名称		1 市町別毎月人口推計調査	2 平成23年兵庫県商品流通調査	3 健康食生活実態調査	4 血液製剤使用量等調査	9 住生活総合調査(国土交通省の所管の一般統計調査)の拡大調査	10 兵庫県港湾調査
第1 調査の実施概要	1 実施目的	県・市町の毎月の人口移動状況を把握し、諸施策の基礎資料を得る	平成23年兵庫県産業連関表作成の基礎資料を得る。	栄養改善施策の基礎資料を得る。	医療機関における血液製剤適正使用の推進の指標とするため。	住生活の安定・向上施策推進の基礎資料を得る。	県内における港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資する。
	2 根拠法令等	市町別毎月人口推計調査実施要領	—	地域保健法、食育基本法、ひょうご健康食生活実態調査実施要綱	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	—	—
	3 調査対象	市町の住民基本台帳、外国人登録原票の移動状況	製造業 2,200事業所 (有意抽出)	1歳以上の世帯員 3,830世帯 11,268人 (20年5月住基台帳から無作為抽出)	血液製剤の使用があつた一般病床を有する病院(23年度は238施設)	県内約1万世帯(住宅・土地統計調査の対象世帯から抽出)	2社(港湾関連)
	4 調査期日・周期	毎月1日現在	平成23年12月31日 前回:平成17年12月31日 (5年周期)	前回:平成20年9月 (5年周期)	毎年5~6月頃	平成20年12月 (5年周期)	毎年12月
	5 主要調査事項	①男女別の転入・転出者数、出生・死亡者数 ②世帯の増減数	①製造品の生産高、自家消費高、受入高、出荷高、在庫の増減 ②製造品の最終消費地域別出荷内訳	①栄養摂取量調査…献立・食作品名・摂取量 ②食生活状況調査…食生活の知識・態度・行動・環境	①輸血療法委員会・輸血部門の設置の有無 ②血液製剤の使用量・施設量等	住宅及びそのまわりの環境評価、住み替え・改善の意向及び計画に関する事項等	入港船舶、船舶乗降人員、海上出入貨物
	6 調査系統	県一市町	県一事業所	県一健康福祉事務所・市保健所一世帯等	県一病院	県一市町一指導員一調査員一世帯	県一調査員一報告者
	7 調査方法	オンラインで報告	・郵送で配布・回収 ・オンライン調査	郵送で配布・回収、調査員が配布・回収	郵送で配布・回収	調査員が調査票を配布・封入回収	調査員調査
	8 結果公表	・報道発表 ・県HP掲載	加工統計「兵庫県産業連関表」として公表	・報道発表 ・県HP掲載	・研修会で結果還元 (病院、日赤等)	県HP、報告書「ひょうごの住まいの統計」の刊行、県民情報センター及び県立図書館での公開	県HP、「兵庫県港湾統計年報」の発行
第2 統計調査の実施状況	1 調査への協力依頼上の課題	特になし。	特になし。	調査内容が複雑で、協力を得るのに苦労。	特になし。	調査項目が多いためか調査拒否もあり。	特になし。
	2 調査票の回収	回収状況	全市町から回収 (100%)	950件／2,657事業所 (35.8%)(平成17年)	有効回答 世帯 2,241/3,830 (58.5%) 世帯人数 6,155/11,268 (54.6%)	23年度回収 219／238施設 (92.0%)	回収世帯 兵庫県:3,556／4,442 (80.0%) (参考) 国:7,768／9,725 (79.9%) (平成23年度) 2/2社(100%)
		問題点	特になし。	当初設定の回答期限後に何度も督促。	当初設定の回答期限後に何度も督促。	特になし。	不在等のため、調査票回収に苦労。
	3 記入状況	全項目記入	特になし。	未記入項目や項目間の不整合で、審査や客体への電話確認に苦労。	問題なし。	未記入項目や項目間不整合の電話確認に時間を要した。	特になし。
第3 県基幹統計調査への指定 (選択肢)		①調査結果の正確性確保のため、指定を受けた方が良い。 ②指定を受けることの可否も含めて検討中。 ③調査結果の正確性は、現在確保されており、指定は考えていらない。 ④指定については、どちらともいえない。	③	③	③	③ ③ 国土交通省の一般統計調査の拡大調査(調査項目・調査対象)	③
第4 集計結果の利用	(1)部局内での利用	○行政諸施策、計画策定・改定の基礎資料	○「平成23年兵庫県産業連関表」を作成する基礎資料	県・市町での○食育推進計画、健康増進計画の作成・改定の基礎資料 ○食育推進・栄養改善業務の基礎資料	血液製剤の適正使用に関する基礎資料	住生活基本計画改定の基礎資料。「ひょうご住まいの統計」の作成	「兵庫県港湾統計年報」の作成
	(2)部局以外の府内・府外での利用	○企業・団体の経営上の基礎資料	—	—	病院での血液製剤の適正使用の参考資料	—	—
	公表された集計結果以外のものに対する二 元化(具体的な照会)の有無	・年齢別人口のデーター(作成していない)	【無し】	・市町別のデーター(作成していない) ・微量栄養素のデーター(データなし)	【無し】	【無し】	【無し】
第5 匿名データーの作成・提供	●匿名データーの府内での利用 (選択肢)	①匿名データーを作成・提供している。 ②匿名データーを作成・提供する予定がある。又は作成したい。 ③匿名データーを作成する必要性は現在ない。	③	③	③	③	③
	●匿名データーの外部提供 (選択肢)	①外部利用者からの要望があり、検討したい。 ②外部利用者から要望があれば、匿名データー提供ではなく、委託で統計を作成したい。 ③外部利用者からの要望は、現在ない。	③	③	③	③	③

(別紙3) 内閣府に設置の統計委員会における「匿名データ」関係審議状況

総務省統計局所管「全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」

(※平成22年度第1回統計委員会:H22.7.29(木)で報告済み)

○平成20年12月22日 第17回統計委員会において

- ・総務大臣から統計委員会へ諮問第13号の内容説明。
- ・審議後、匿名データ部会に付議される。

○平成21年1月26日 第1回匿名データ部会

○平成21年2月13日 第2回匿名データ部会

○平成21年2月24日 第3回匿名データ部会

○平成21年3月9日

- ・第20回統計委員会で、議事(3)として匿名データ部会からの答申案の説明を踏まえ、審議の結果、案のとおり採択された。(同日付答申第22号)

厚生労働省所管「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」

(※平成23年度第1回統計委員会:H23.7.26(火)で報告済み)

○平成22年12月17日 第41回統計委員会において

- ・厚生労働大臣から統計委員会へ諮問第34号の内容説明。
- ・審議後、匿名データ部会に付議される。

○平成22年12月21日 第4回匿名データ部会

○平成23年2月7日 第5回匿名データ部会

○平成23年3月8日 第6回匿名データ部会

○平成23年4月22日

- ・第44回統計委員会で、議事(4)として匿名データ部会からの答申案の説明を踏まえ、審議の結果、案のとおり採択された。(同日付答申第52号)

総務省所管「労働力調査に係る匿名データの作成について」

○平成23年5月20日 第45回統計委員会において

- ・総務大臣から統計委員会へ諮問第37号の内容説明。
- ・審議後、匿名データ部会に付議される。

○平成23年6月7日 第7回匿名データ部会

○平成23年7月4日 第8回匿名データ部会

○平成23年8月1日 第9回匿名データ部会

○平成23年8月29日

- ・第48回統計委員会で、議事(1)として匿名データ部会からの答申案の説明を踏まえ、審議の結果、案のとおり採択された。(同日付答申第101号)

*前回(平成23年度第2回統計委員会)ここまで報告済みで、その後の「匿名データ部会」の開催はなし。

ミクロデータ提供の現状と課題

宇南山 卓
神戸大学大学院経済学研究科

1

ミクロデータ提供パターン（1）

▶ データの内容

- ▶ 統計法第33条に基づく個票の目的外利用
 - ▶ いわゆるミクロデータ
 - ▶ 個別の審査が必要
- ▶ 匿名データによる提供
 - ▶ 秘匿処理をしたミクロデータ
 - リサンプリング・変数の上限/下限・個体識別情報の削除
 - ミクロデータに「追加的な処理」をする必要
 - ▶ 形式的には「ミクロデータ」そのもの
- ▶ オーダーメード集計
 - ▶ 希望の変数・様式による集計表をオーダーメードで作成
 - すぐに集計をすることを可能とする体制・計算機上のシステムが必要
 - ▶ 形式的には公表データと類似

▶ 2

ミクロデータ提供パターン（2）

▶ データ提供形式

- ▶ ミクロデータそのものの提供
 - ▶ 提供時点で研究内容とともに「データ管理体制」を審査
 - ▶ 実際のデータの管理については研究者の裁量
- ▶ オンサイト施設による提供
 - ▶ 定められた施設内でのデータ分析だけを許可
 - データの分析結果だけが持ちだし可能
 - 何を持ちだしたかは監督する必要がある
 - ▶ データの管理体制についてはデータの保有者の裁量
 - 特別な施設が必要

▶ 3

国の統計における匿名データ

- ▶ 独立行政法人統計センターが秘匿処理・提供を所管
 - ▶ 各府省庁は統計センター経由で提供することが原則
- ▶ 使える統計・年次は決まっている
 - ▶ 社会生活基本調査・住宅・土地統計調査・就業構造基本調査・全国消費実態調査・労働力調査(統計センターが所管)
 - ▶ 国民生活基礎調査(窓口が異なる)
- ▶ 使える変数等は決まっている
 - ▶ 統計センターのWebページを参照
 - ▶ <http://www.nstac.go.jp/services/anonymity.html>
- ▶ 利用申請が研究プロジェクトベースで必要
 - ▶ データの管理等についても審査の対象
 - ▶ 窓口に出頭する必要がある
 - ▶ データの利用料が必要(1調査・1年次で1万円程度が目安)

▶ 4

国の統計におけるオーダーメード集計

- ▶ オーダーメード集計とは、既存の統計調査の集計項目の分類一覧から項目を選択し、それらを組み合わせて作成する統計表
 - ▶ 例えば、公表データに「年齢階級別」および「都市階級別」のデータがあるが、「年齢階級別・都市階級別」のデータがない場合には作成を依頼できる
- ▶ 現在利用可能な統計データ
 - ▶ 消費動向調査・企業行動に関するアンケート調査・国勢調査・住宅・土地統計調査・就業構造基本調査・労働力調査・家計調査・全国消費実態調査・家計消費状況調査・社会生活基本調査・学校基本調査・賃金構造基本統計調査・建築着工統計調査
- ▶ 統計センターが受付・集計・提供を所管
 - ▶ オンラインで利用できるシステムが現在構築中

▶ 5

国の統計における利用実績

匿名データ

匿名データ				
	回収件数	回答件数	登録件数	アカウント登録件数
平成21年度	78件	23件	23件	NA
平成22年度	287件	38件	38件	6件
平成23年度	346件	31件	31件	5件

オーダーメード集計

オーダーメード集計			
	回収件数	回答件数	登録件数
平成21年度	27件	4件	4件
平成22年度	72件	11件	11件
平成23年度	147件	9件	9件

統計センター事業報告書各年版より作成

▶ 6

県の統計におけるミクロデータ提供の可能性

- ▶ 匿名データ・オーダーメード集計は非現実的
 - ▶ 匿名データの作成やオーダーメード集計の可能な体制を構築するコストは小さくない
 - ▶ 実際の利用件数はそれほど大きくなき可能性が高い
- ▶ 統計法第33条による個票の利用が有力
 - ▶ いわゆるミクロデータの利用
 - ▶ 利用申請を受けて、既存のデータを提供するだけ
 - ▶ 基本的に統計の作成当局で対応可能
 - ▶ 利用者については一定の審査が必要
 - ▶ 公益性の証明(国では「科研費」による研究であることを要請)
 - ▶ プライバシーや機密情報の漏洩阻止(学術研究に限定)
 - ▶ データの適切な管理体制の審査

▶ 7

統計法第33条による個票の利用

- ▶ 事前にデータの利用目的・方法を申請
 - ▶ 研究プロジェクトの概要とデータの必要性
 - ▶ 作成する図・表の概要
 - ▶ クロス集計をする場合には表側・表頭の変数
 - ▶ 図を作成する場合にはX軸とY軸の変数
- ▶ データの管理方法に関する申請
 - ▶ 施錠可能な場所(研究室等)
 - ▶ データ使用者以外の立ち入りの制限
 - ▶ インターネットから隔離したコンピューターでの使用
 - ▶ 使用後のデータ消去

▶ 8

データのオンサイト利用

- ▶ 一定の基準を満たした施設内の利用
 - ▶ 各省庁が独自で保有する施設
 - ▶ 例) 総務省統計研修所
 - ▶ 通常は、客員研究員になるなどの必要あり
 - ▶ 統計センターの認証した「オンサイト施設」
 - ▶ 一橋大学で試行的に開設されている
 - 学外者も申し込みによって利用可能
 - 別途データの利用申請は必要
 - 利用申請は通常の申請と同様
 - ▶ 施設内だけでの利用でデータの持出し等はできない
 - 分析そのものを施設内で終える必要
 - ▶ 神戸大学KUMAには同等の施設が存在

▶ 9

KUMAのオンサイト利用

- ▶ オンサイト施設としての物理的な機能
 - ▶ 電子的な入退出管理システム
 - ▶ 入退出のログの管理
 - ▶ 監視カメラによる監視システム
 - ▶ インターネットから隔離した研究ネットワーク
- ▶ 一般公開への制度的な準備
 - ▶ 現在は、神戸大学大学院経済学研究科・経済経営研究所の関係者および共同研究者だけに開放
 - ▶ 他大学の研究者への公開は未定

▶ 10

まとめ

- ▶ 今後の兵庫県の統計の利用方法
 - ▶ 匿名データ・オーダーメード集計は困難
 - ▶ 統計法33条に基づくミクロデータそのものの提供
 - ▶ オンサイト利用による提供が安心
 - ▶ オンサイト施設の候補はKUMA(神戸大学ミクロデータアーカイブ)
- ▶ 今後の課題
 - ▶ 県の統計の利用需要の掘り起こし
 - ▶ 年数件のオーダーでのスタートが現実的
 - ▶ 統計作成部局の最低限の協力は必要
 - ▶ ミクロデータ利用申請の審査体制の構築
 - ▶ 各府省庁の統計担当部局にノウハウあり
 - ▶ オンサイト施設の設置

統計調査実施における現状と課題 ー平成24年経済センサス活動調査ー

I 経済センサスの創設

経済センサスは、我が国の経済活動を同一時点で網羅的に把握する統計調査として、事業所・企業統計調査などの大規模統計調査を見直し、新たに創設された。

経済センサスは、全ての事業所・企業を対象とする我が国で唯一の統計調査であり、
・事業所・企業の捕捉、企業構造の把握に重点を置いた「経済センサス・基礎調査」
・売上高など、経済活動の把握に重点を置いた「経済センサス・活動調査」
の2調査で構成されている。

(「平成21年経済センサス・基礎調査」は、平成21.7.1実施済み)

II 経済センサス活動調査

1 概要

(1) 調査の目的

日本の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図る。

(2) 調査の法的根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施。

(3) 調査の期日・実施期間

調査期日：平成24年2月1日現在

実施期間：平成24年1月～3月

(4) 調査の対象

全国すべての事業所（ただし、農業・林業・漁業に属する個人の事業所、家事サービス業、外国公務、国及び地方公共団体の事業所は除く。）

兵庫県内約24万事業所（全国約600万事業所）

(5) 調査の方法

単独事業所及び新設事業所は調査員による調査、支社を有する企業及び特定の単独事業所は、それぞれの規模に応じて国、県、市によって直轄調査を行った。

ア 調査員調査

調査員が担当調査区内の事業所（直轄調査対象を除く）に調査票を配布し、回収する方法により行う。

兵庫県内の従事する統計指導員数 228人 統計調査員数 2,662人

イ 直轄調査

民間事業者を活用し、本社一括調査の報告者である本所事業所及び特定の単独事業所に対し、調査票を郵送で配布し、郵送又はオンラインで回収する方法により行う。

(6) 調査事項

事業所の開設時期、従業員数、主な事業の内容、事業別売上（収入）金額など

(7) 公表予定

ア 速報結果公表

産業共通事項に係る集計結果について、平成25年1月末を目途に全国・地域別に集計・公表する。

イ 確報集計結果

全ての調査事項に係る集計結果について、全国及び地域別に集計し、平成25年夏頃から順次公表する。

2 調査の現状

- (1) 経理項目の把握を行う「経済センサス活動調査」は、今回が初めての実施であったため、国が中心となって、テレビやラジオ、新聞、雑誌などのマスメディアを通じて、広報を展開したが、充分な理解が得られず、国勢調査や工業統計などの知名度がないため、調査員が事業所への説明に苦慮した。また、経理項目について、回答を拒否する事業所が多かった。
- (2) 調査期日が2月1日だったことから、事業所の確定申告や決算時期と重なり、提出拒否する事業所が多かった。また、調査期日が積雪時期だったため、豪雪地帯等で調査員による調査票配布・回収が困難な期間があった。
- (3) 調査員が把握した新設事業所については、調査員調査で調査票を提出してもらうことになっているが、単独事業所でない支社（支店）等については、本社（本店）が直轄調査として、一括提出していると回答する事業所もあり、提出されているかどうかの確認がなかなか取れず調整に苦慮した。
- (4) 調査内容が難しく、事業所から国のコールセンター（国が委託した業者）への問い合わせが殺到し、コールセンターがパンク状態になった。また、調査内容に係る問い合わせについても、コールセンターに充分な知識・能力がなく、適切に回答できないなどの事例が多くあった。

3 今後の課題

(1) 調査票様式等の改善

調査票が記入者側からは書きにくい（わかりにくい）内容になっており、「調査票」「調査票の記入のしかた」「商品分類表」の改善や記入の簡素化を行う必要がある。

(2) 調査実施時期の見直し

経済センサスの創設に当たり、工業統計調査を経済センサスに統合することに伴い、実施時期等の見直しの結果、調査期日を2月1日とすることを余儀なくされたが、天候（積雪）の問題や事業所の確定申告、決算時期等に重なることから、次回の「経済センサス活動調査」実施においては、調査条件が最も良い時期に見直し検討する必要があると思われる。

※平成26年経済センサス基礎調査の実施時期は、現在のところ、「企業構造の事前把握」が平成25年9月、「事業所ごとの調査」が平成26年7月の予定とされている。

(3) 事前の事業所名簿整備の改善

直轄調査による企業毎の調査と、調査員による単独事業所調査を効果的に組み合わせて実施するために、事前の事業所名簿の整備及び企業構造（本社（本店）・支社（支店）関係）の把握を充分に行う必要がある。その上で、新たに調査員調査で把握された支社（支店）について、企業の希望する回答方法によって、回答できるような取扱いを検討する必要がある。

(4) コールセンターの改善

記入内容が難しいことから、国勢調査などの他の調査に比して多くの問い合わせが見込まれることから、事業所の問い合わせに充分、対応できる席数を確保する必要がある。

また、コールセンター業者にただ委託するのではなく、充分な対応マニュアルの準備や企業経理に詳しい者の確保など、コールセンターの運営方法について改善を行う必要がある。

統計情報の地域づくりへの活用について(2012.9.21)

より良い地域づくりのために

畠 正夫

hatam@hq.u-hyogo.ac.jp

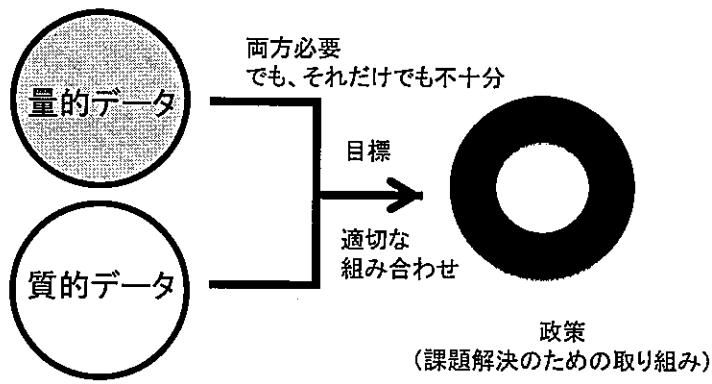
兵庫県立大学 地域創造機構

Institute for Creative Cities & Regions

統計を活用する大前提

□ for better policy making

- evidence based policy making
- 政策形成に欠かせない重要な情報の一つ



幾つかの関心事(1)

□ 高齢社会の課題に取り組む(1993年頃の関心事)

- 保健福祉施策を展開したい
- 共助の取り組みを促進したい
- サービス＆施策の対象者像を明らかにしたい

□ 超高齢社会の終末期を豊かにしたい(2030年迄に)

- まず、孤独死の現状を把握し、対処行動を取りたい
- 新たな居住・介護的サービスを創り出す
- サービス＆施策の対象者像を明らかにしたい
- 施策に必要な費用はどうなるのか

幾つかの関心事(2)

□ 人口減少が著しい集落の将来を考える

- 集落の人口はどう把握すれば良いのか
- 市町とともに進めるためにも...
- 相互に“集落”という対象範囲を決めることから始めた

□ 地域資源を用いた新しいツーリズムの開発

- 山陰海岸ジオパーク、あわじ環境未来島構想に伴う交流人口がもたらす効果の評価を考えるために...
- 地域事情に沿ったデータで、地域に応じた評価をしたい

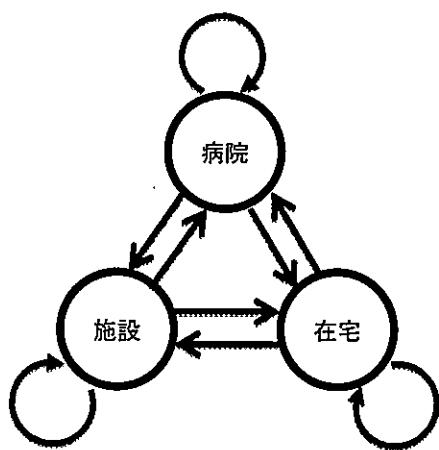
幾つかの関心事(3)

- 多様な課題に対応するために、「共助」が支える社会をつくる
 - 「新しい公共」と呼ばれる存在は“どこに”、“どれだけ”いるのか
 - 共助の主体に介入することはできるか
- 地域全体の豊かさを評価するために
 - 美しい兵庫指標の失敗から学ぶ
 - 個別性と共通性をどのようにバランス良く盛り込むか
 - 多次元評価関数の同定を最初はイメージしてました。主観指標で重み付けをしたかったのですが…。ちょっと早かった。

データ間の関連性を形成することが重要

- 状態間の関係性をもとに推移を予測する

- 地域社会の中で高齢者の居場所をどう考え、サービスを提供するのかを考えるために。
- 限られた資源をどのように投入するのか。
- 「厚生省報告例」を活用したマルコフ確率過程の適用→シミュレーション



超高齢化社会に対応する新しいデータの作成

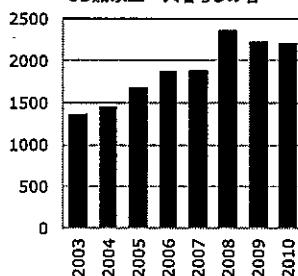
- 実は孤独死に関する適切なデータがないのですが…

- 人口動態統計はきめ細かく収集されているのに

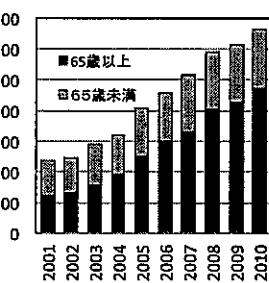
高齢社会白書(H23年版)の中で「孤立死」としてとらえられる

誰にも看取られることなく息を引き取り、その後、相当期間放置されるような「孤立死(孤独死)」(必ずしも全てがそうでない) → まだ十分な統計がない

東京23区内で自宅で死亡した
65歳以上一人暮らしの者



都市再生機構における
「孤立死」の発生状況



13

将来の超高齢社会に備える

- 小さな空間<コミュニティ単位>でデータをとらえる

- 在宅空間をどのようにとらえるか

- 在宅サービスの拠点間の関係性をどの単位で見るか

- 多重的に提供されるサービスが地域の在宅空間の中でどのように収束するのか

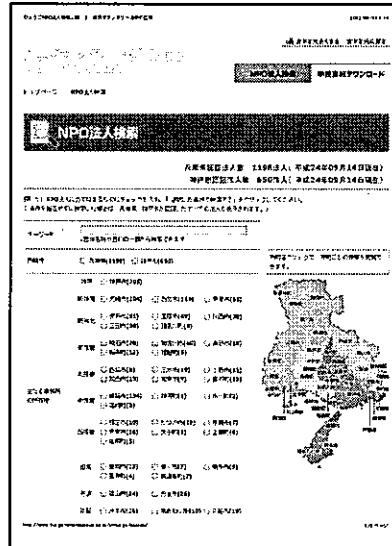
- サービスの消費者の視点から見直すことが必要

- プラス、政府によるサービス提供よりも、新たな市場を構築して、自らサービスを受けることができる環境を整えることが大切

- 社会経済システムの確立(新しい経済統計)

例えば、新しい公共に関するデータベース(DB)を見ると

- 新しい公共についてのDBはあるものの...
 - PDF化された活動報告書
 - 個別活動の決算報告は宝の山
 - しかし、エクセルは付いていない。(次に力づくの分析を)
 - 統計課のHPでは、基本的な統計データは時系列に整理されてエクセルなどで公表されている



県内で200億円を超える活動規模(経常収入)に拡大

- NPOの活動がどれだけ、持続的な地域経済に影響を与えるか(ソーシャル・エコノミーの形成を考えるために)

図1 府県別の人口千人当たりのNPO数の推移

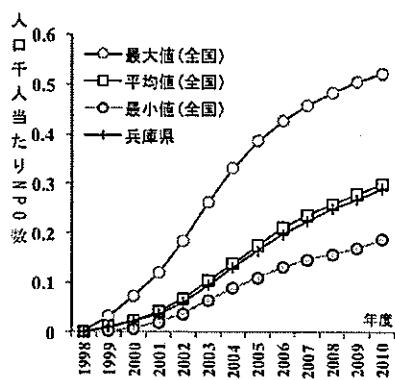
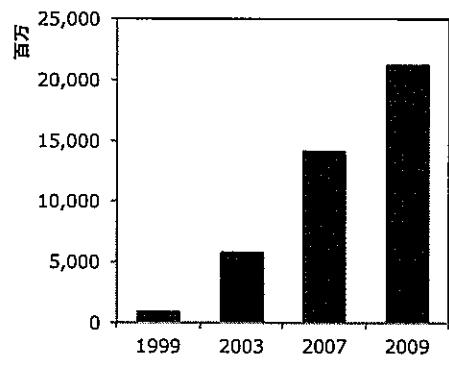


図2 兵庫県内のNPOの経常収入の推移



NPOの経常収支(2009)の分布を見ると

- 具体的な分布状況をグラフでみると小さな規模の活動主体から、少ないながらも大規模なものまで幅広い

図1 NPOの経常収支の分布

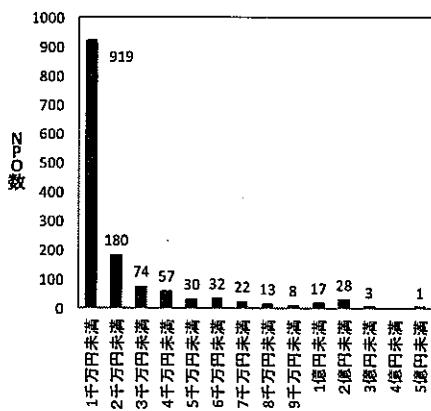
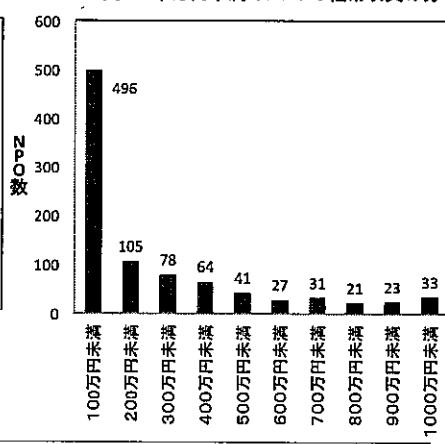


図2 1千万円未満のNPOの経常収支の分布

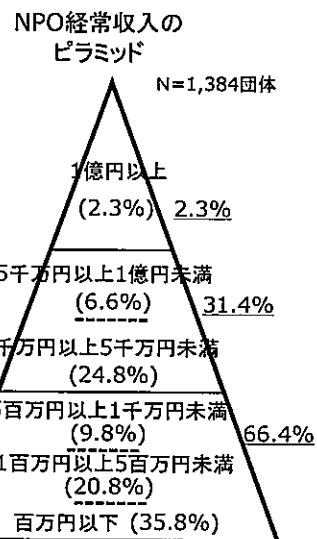


兵庫県内のNPOの経常収入の状況

- 個々のNPOの収入規模を見ると、

- 最大が4.5億円、平均15.2百万円
- 収入が1千万円未満が919団体と66.4%(年次報告を行ったNPOに占める割合)
- 収入が100万円未満のものが496団体が35.8%(同上)
- 活動の独立度の指標の一つとなる収入総額に対する事業費収入の割合が50%以上のものは53.7%

- 発展段階にあるNPOに規模に応じた対応を考える必要がある

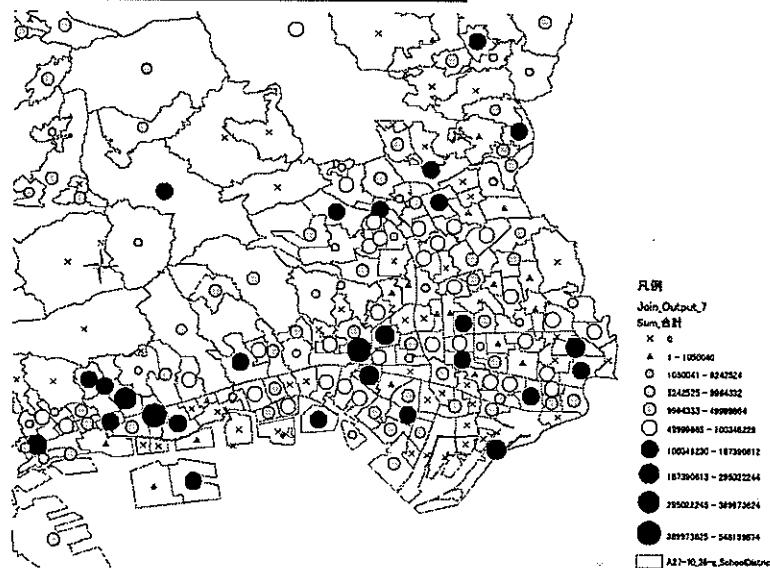


地域経済へのインパクトをコミュニティ空間でみる

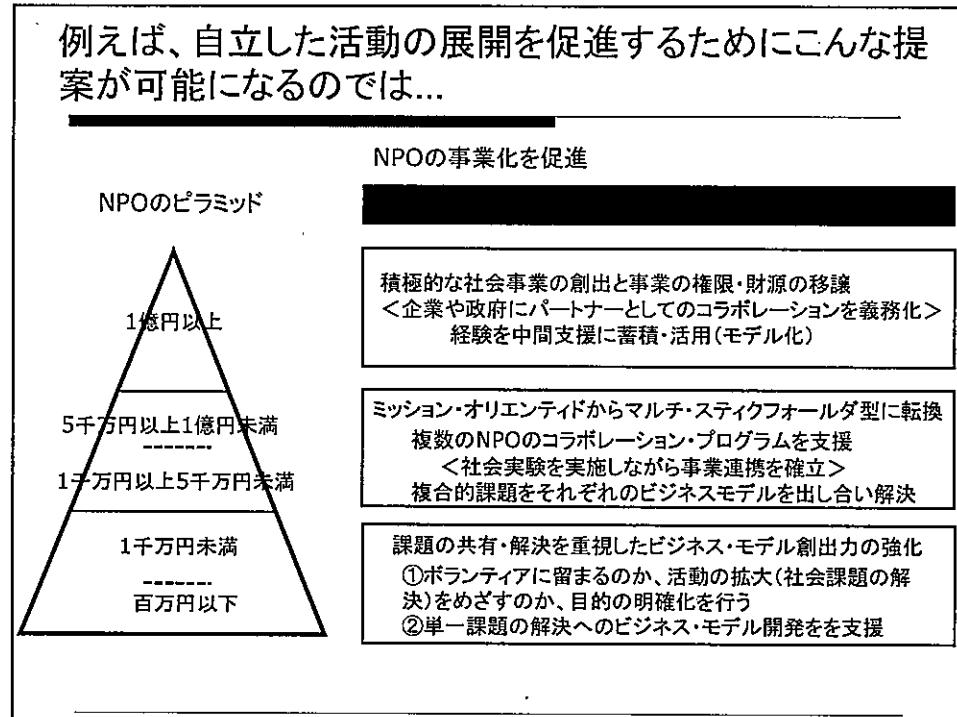
□ どのような地域スケールでとらえるか

- 地域課題は、都市の行政単位(市域程度)の中でも
様々な生じている→モザイク状の課題発生
- 都市部を対象に、さらに小さなスケール
 - コミュニティ単位で考える<小学校区>
 - 小学校区は、安心安全の取り組みや、福祉サービスの単位となるなど、行政の課題解決の単位、地域活動の単位としてとらえられている
- 神戸・阪神地域を対象にして、小学校区単位でNPOの分布と社会経済的インパクトを見る

[コミュニティの単位の例] 小学校区ごとのNPO経常収入(2009年度)の計を見る



例えば、自立した活動の展開を促進するためにこんな提案が可能になるのでは…

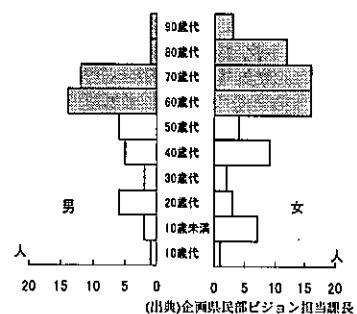


集落の定義から始まる

□ 人口は地域づくりに欠かせないもの

- 人口減少下での集落の今後を考える時、居住の有無に~~関わらず~~人口として数えることが重要
- 今住んでいる人は国勢調査、住民基本台帳から明確に分かる筈だが…

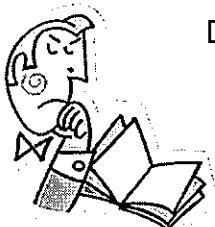
- 集落は市町単位よりも小さな単位
- 市町の担当者が集落単位をイメージ出来ない
- 集落には「どこから」、「どこまで」か知っていると意味のある数字に変わるもののが他にもある



もはやピラミッドには見えない人口構造

改めて統計は誰の物か考えてみる

- 統計法の改正は市民からの利活用を意識していた筈
- 同じように「地域づくり」は誰の仕事かという質問に、地域づくりは「みんなのもの」と答えるだろう



□ そうだとすれば、量的なデータそれだけを見せることも大切だが、質的データと関連づけて見ていくことや、社会課題と上手く関連づけることが重要ではないか

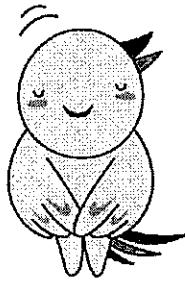
その一方で、社会課題は複雑なもの

- 社会課題の解決につながるように、統計情報をパッケージ化する必要性
 - 実は先に述べた「幾つかの関心事」がイメージ例
- 特に、地域づくりの評価では、複合的な統計情報の使用により見ることが大切に
 - 個別の課題検討のための統計情報の活用
 - 地域課題の解決に対応できる統計情報の構築
 - 小地域単位での統計作成
 - 例えば、県民局単位での観光・環境GDPの作成
 - 他地域との比較可能性
 - エリア・マネージャーの道具

おわりに

- 地域づくりには、地域に対する熱い
思いと行動が大切
- でも、こうした行動をクールに支える
行動を支えるエビデンスとしての統
計が重要な役割を担う

(以上です)



高等学校統計教育セミナー実施結果

1 事業目的

平成23年度から段階的に実施されている新学習指導要領では、統計に関する内容が大幅に増加している。

特に、「身近なデータを活用すること」に重点が置かれることとなったが、教育現場の教員に授業実施方法に関するまどいがあるため、先進的な実践事例の紹介を行うことにより、高等学校等における統計教育の充実を図る。

2 事業内容

(1) 主 催

兵庫県統計課、兵庫県統計協会（後援：兵庫県教育委員会）

(2) 開催日

平成24年8月17日（金）（13:00～16:30）

(3) 開催場所

ラッセホール5F サンフラワー（神戸市中央区中山手通4-10-8）

(4) 参加者

県内の高等学校教員等

(5) 参加費

無料

(6) 内 容

平成24年3月に東京で開催された「第8回 統計教育の方法論ワークショップ」

（日本統計学会統計教育分科会他主催）において発表された授業実践事例報告について紹介する。

3 予 算

[平成24年度予算]（兵庫県統計協会）

報償費（講師謝金）	64,000円
旅費（講師・職員旅費）	40,000円
需要費（チラシ作成費）	38,000円
役務費（チラシ送料）	18,000円
使用料及び賃借料（会場使用料）	80,000円
	<u>合計240千円</u>

4 実施結果

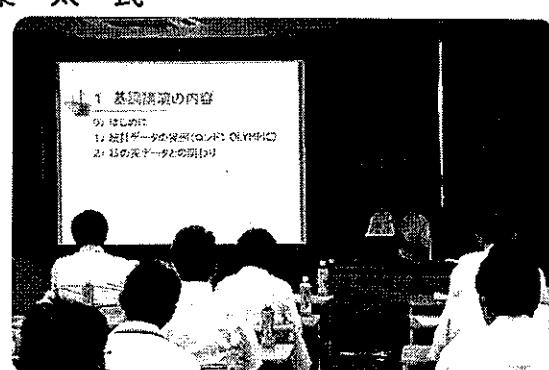
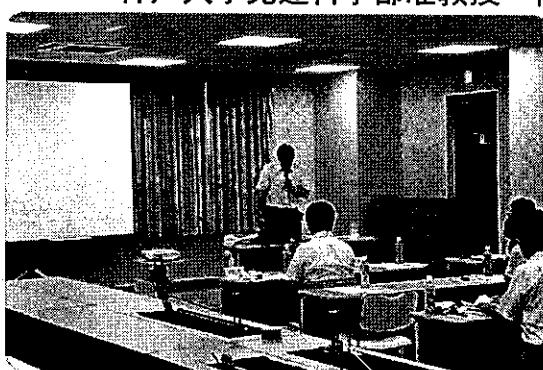
(1) 参加者

県内の高等学校教員等 33人（内高等学校教員22人）

(2) 主な内容

① 講演『統計データを分析することの重要性』(60分)

神戸大学発達科学部准教授 稲葉 太一氏

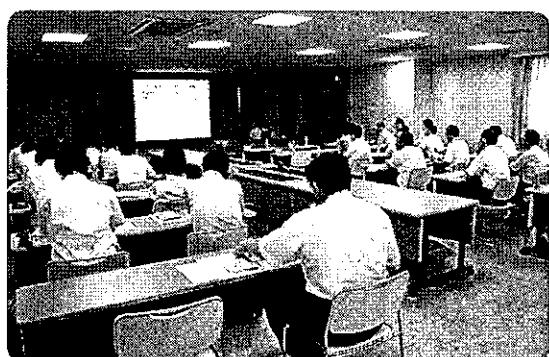


※ 受講者に身近な話題であるロンドン・オリンピックでの日本選手のメダル獲得数等を例に、データ解析、データ活用の重要性を分かりやすく説明。

② 実践事例報告『教室内で体験できる！データが散らばっている「感覚」を標準偏差という「数字」で納得しよう』

～シミュレーション器材を用いたデータの分析 教育実践報告～（60分）

兵庫県立加古川北高等学校教諭 林 宏樹氏



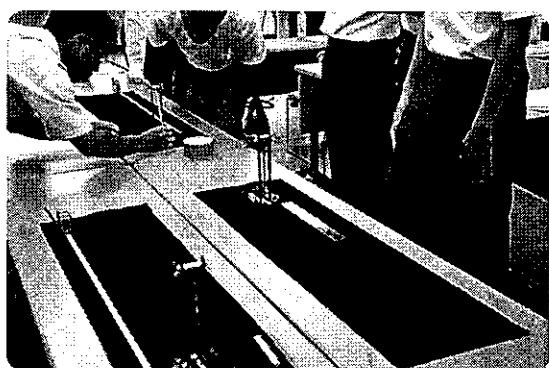
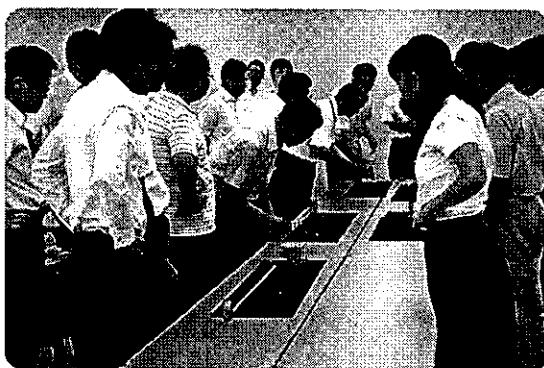
※ 稲葉准教授らが産学連携で開発したシミュレーション器材（パッティング・マシーン）を用いて実際に行った加古川北高等学校における授業の模様を、生徒の反応などを交えて具体的に報告。

③ 神戸大学事例紹介（15分）

神戸大学発達科学部准教授 稲葉 太一氏

※ 稲葉准教授が神戸大学の授業で学生を指導する際のポイントや学生の様子について、補足的に紹介。

④ シミュレーション器材体験（15分）



※ 林教諭が授業で使用したのと同じシミュレーション器材を会場内に設置。受講者が各自実際に操作し、実践事例報告の内容を体験。

⑤ 質疑応答（15分）

※ 予め受講者に配布し、記入された質問票や講演・実践事例報告の内容を踏まえた受講者からの質問に応えて、これから受講者が統計を学ぶための良書や授業で使えるフリー・ソフトの紹介等について回答。